

地域における福祉連携と刑事政策への司法書士関与の提言  
～刑事福祉コンサルタントの可能性～

司法・司法書士制度研究会

主任研究員 吉 岡 大 地

研究員 稲 村 厚

研究員 浦 町 謙太郎

研究員 平 原 嘉 章

研究員 藤 木 誉 行



## 「地域における福祉連携と刑事政策への司法書士関与の提言 ～刑事福祉コンサルタントの可能性～」

司法書士総合研究所 司法・司法書士制度研究部会

主任研究員 吉岡 大地

研究員 稲村 厚

研究員 浦町謙太郎

研究員 平原 嘉章

研究員 藤木 誉行

### 【はじめに】

当部会の研究対象は、「司法制度及び司法書士制度」である。研究対象が広いため、社会情勢や司法書士制度の動向を踏まえたうえで、研究方法を確定することでターゲットを絞り込まないと、限りない抽象論に取り込まれ、研究に区切りをつけられなくなるおそれがある。そこで、当部会では、社会の変化を踏まえつつ、10年後に司法書士制度が市民及び社会のために何ができるかを調査研究対象として位置づけ、そのリサーチを行ってきた。

シンガポールでの「マッケンジー・フレンド」視察では、法廷において一方にのみ弁護士がついているなど両当事者間に実質的な不平等が生じていると判断される場合、裁判官の裁量において個別事件において許可される制度であり、その役割を担っているのは、司法制度上のものではなくC J C (Community Justice Centre)<sup>1</sup>というボランティア団体であった。シンガポールでは社会の経済的な中間層が貧しくなり、貧富の格差が増している。そのため司法においては、今まで弁護士に依頼できた人たちがその費用を用意ができなくなり、かといって法律扶助を受けることができる要件には満たない。このように、弁護士に依頼せず自ら訴訟手続きをしなければならなくなった人々が増えたことにより、それを支援する団体としてC J Cが設立され、「マッケンジー・フレンド」をはじめ様々な支援メニューを用意し続けているのである。また、C J Cはそれだけではなく、福祉との直接的な連携を実現しており、裁判所にあるC J Cの相談窓口では、フードバンクがありカウンセラーも常駐している。貧富の格差が広がっていることも、さらには司法の相談窓口から福祉へつなげる必要があることもまた、我が国でも同様である。

司法書士制度が、市民に支えられながらこれまで存続しえたのは、社会において見過ごされがちな分野の問題を支援してきたからとも言われている。いま、司法書士の現場においては、貧困層への支援の必要性が指摘され、徐々にその活動を広げつつある。しかし、視点を変えて、司法書士が福祉と直接的に連携していくことを実現していくことこそ、社会に有益な今後10年の司法書士制度の発展につながると我々は考えた。

そこで、当部会は司法書士と福祉との連携の具体的な在り方を中心にこれまで調査研究を進めてきたところ、成年後見や債務整理、あるいは更生保護施設での相談会などにおいて、刑事司法と多く関わっていることに注目した。本稿は「刑事福祉コンサルタント」としての

<sup>1</sup> CJCに関する調査詳細は、日本司法書士会連合会発行 会報 THINK 第116号(2018) pp100-139、第117号(2019) pp79-118

司法書士の可能性に向けて、その成果を報告するものである。

## 【当部会の調査研究経過】

---

### 1. 福祉を担う社会資源の調査

#### (1) シンガポールC J C視察及び招聘からの展開

C J Cへの視察及び招聘により、次の2つのことを学んだ。1つはワンストップサービスの在り方について。社会的な課題となっている市民の一定層にターゲットを絞り、その層のニーズに徹底的に応える事業の考え方について、単独で行うのではなく他の業界・業種とのコラボレーションが必須である。2つ目に、これらを踏まえて、司法及び司法書士制度をより現代社会の課題克服のために活かすには、司法と福祉の連携、とりわけ相談窓口におけるワンストップサービスの実現可能性を探る必要があると考え、より具体的な検討を行ってきた。

#### (2) 司法と福祉のワンストップサービスを探る

日本の現状において司法書士が他業種とのワンストップサービスを実現するためには、社会的なニーズがあること、弁護士法等他業種との摩擦が少ないこと、司法書士の強みを発揮できることを大前提として考える必要がある。C J Cのターゲットでも明らかなように、世界的な社会課題としての貧富の格差の増大、とりわけ貧困層・生活困窮者の増大はわが国でも大きな社会的な課題の一つである。貧困層・生活困窮者の課題には福祉的な支援とともに多重債務や成年後見、家事事件などの法的な支援を必要とする場面も多い。これらの司法的課題については、弁護士においても現在のところ莫大な利益をもたらす案件でもないことから制度的な独占に意欲はないと考えられる。この社会的課題は全国津々浦々とりわけいわゆる過疎地域にも深刻に存在する。司法書士は、弁護士に比べて地域に均等に存在しているという特色を持つ点からも、司法書士こそが、貧困層・生活困窮者の支援のために福祉分野とのコラボレーションによるワンストップサービスを検討すべきとの視点から、前期様々な団体等との意見交換を行ってきた。

#### (3) 刑事政策への司法書士の関わりを探る

これまでの調査研究を通じて、立法事実、あるいは制度上の欠陥、隙間、という点で、社会的なニーズが明らかなのは、刑事弁護そのものではなく、出所後の受刑者の生活支援や犯罪加害者の家族支援といった刑事政策の現場であることが分かった。これまで司法書士は、刑事政策の場に接することが少なかったためか、この分野においての実績が報告されていないようである。しかし、以下に紹介するように、福祉分野との連携の中で実際は関わりがあるにもかかわらず、意識されていない事例があると考えられる。日司連が組織的に統計を取ることで、後見業務や債務整理の依頼者、元依頼者なども含めて埋もれている事例が実績として積み重ねられるとともに、会員の刑事政策への意識づけにつながり、この分野へのさらなる関与のきっかけを作れると考えられる。

これまでの調査において明らかなのは、刑事政策分野における受刑者への支援、ことに社会参加と生活定着への支援が決定的に不足していることが分かった。この点については、福

社分野との連携が進む司法書士会に社会的な期待が寄せられていると考えられる。

そこで、福祉分野と刑事司法分野の両方の支援活動を行っている団体や専門職取材していくこととなった。

## 2. 福祉と刑事司法について携わっている識者との意見交換で見えてきたもの

### (1) 阿部寛 氏（保護司・京都地方検察庁社会福祉アドバイザー）

令和3年10月22日、阿部寛氏をお招きし、意見交換会を行った。

- まず、犯人とされた人の人生、犯罪報道、裁判家庭、社会的反響、出所後の世間の対応等、犯罪が作り上げられていくプロセスは、社会制度が犯罪を作ってそこに当てはめているという事実、すなわち社会制度が変われば犯罪の成否も変わるものである。  
京都地方検察庁社会福祉アドバイザーで担っている役割は、「地域社会としてどう生きていくか」の視点。弁護士や検察官は裁判戦術、立証のことで事件を見るのが仕事。  
昨今、高齢者の万引きが増加し、スーパーマーケットも対象者をリスト化している。事前ではなく、既遂の段階で声を掛け逮捕する。地域でも生きにくくなる。社会の在り方が犯罪を作っているのではないか。
- 出所者に関して、出所後口座開設や口座復活も一苦勞であったり、刑務所の期間が長いと、外の光と音の刺激が強かったりする。信号機の色が変わっても、「進め」という号令がないと動けず、つまづいてしまうという。また出所者の中には、虐待の被害者でもあることも多く、沈黙が一番身を守る方法であると考えることがある。  
受刑経験者・犯罪経験者との関わりの中から、日本は刑務所長の権限が強いと感じる。密室で私語厳禁の世界である。同じような経験を持つ当事者の話を、ミーティングを通じて交流してもらおうという支援もしている。  
自由の拘束≠一切の権限消失。学習の機会、結婚の機会、妊娠・出産の機会、表現・身体  
の自由はどうなるのか。勝ち取っていかなければならない。イギリスには受刑者労働組合がある。
- APS研究会、NPO法人マザーハウスでの活動では、出所者と一緒に、当事者ミーティング、あるいは識字コーディネーター（例えば、一つの詩を読んで昔のことを思い出して文字にしてもらおう。その発表を他者に承認してもらえるのも当事者には大きな経験となる。「社会を取り戻す」と言う当事者も。）として携わる。出所後の拠り所となるように。地域の中でふらっと立ち寄れる場所を作りたい。  
ミーティングは、基本対面だが、最近ではZOOMも使うようになった。ラブレタープロジェクト（マザーハウスが仲介して、社会の雰囲気を受刑者に感じてもらう企画。匿名でも実名でも。）や講演会をきっかけに、毎回20名ほど様々なメンバーが参加している（猟師、高校生も）。
- 司法書士の役割を考えてみるに、司法書士の強みは「地域性」ではないか。  
例えば、地域のスーパーを窓口とする（万引きが多い）、包括センターと協働する、あるいはその両者をつなぐ役割、警察からも相談（万引きや徘徊）はあるはず。万引きが何かの問題の兆しになっていることもある。  
きっかけは、相続・遺産分割の事例でもいいかもしれない。印鑑証明書、住民票はどうなるのか（住民票は、家族がいればそのまま、単身であれば刑務所か）。

“専門職として”の前に、“人として”どうか考えて動いてほしい。高齢者の万引きは本人が自分で止めることができない。「前兆」を意識すること。

専門職にありがちなアドバイスの押し付けではなく、話を聞いてあげることが大事（司法書士がその技量をどう磨くかも課題）。当たり前のことでも聞いてあげると安心する人はたくさんいる。単にしゃべる会でもいいかもしれない。

実際の受刑者から、刑務所での処遇、そして今現実困っていることや悩みなど聞いてみてもいいのでは。その後シンポジウムなどにつなげるのもいいかもしれない。

受刑者・犯罪加害者の家族のサポートを匿名で相談できる窓口を設置することや、性犯罪の被害者の相談も。自分はずつされたくない、という日本人のけがれ感があり、テリトリーから排除しようとする。でも、そこを司法書士は聞いてあげる姿勢が大事。

試験的に単位会レベルで相談窓口を設置して当事者に届くようにアピールしてはどうだろうか。司法書士単独で難しければ他団体とのコラボでよい。地域包括センターや社会福祉士など。相続、引っ越し、借金、色々あるだろうと思う。

厚労省の描く地域ネットワークのモデルでは、本人は真ん中で置いてきぼりになる。

これは司法書士の業務なのか、と考えてしまうかもしれないが、成年後見の始まりもそうだったのではないか。必要な支援は誰かがしなければならぬ。自分も当事者であるということに気付くべき。

当部会としては、地域に根差す司法書士がこういった相談窓口をフォローできないかと考える。相談員の負担の問題もあるが、様々な情報を掲載した地域の専門家人材バンクの構築など考えられないだろうか。

## (2) 市川岳仁氏（NPO法人三重ダルク・精神保健福祉士）

令和4年4月8日、研究員の稲村、吉岡、浦町の3名と三重県会市民法律支援事業部長の岩城厚子の計4名で、アディクション問題を抱える人たちのための回復コミュニティであるNPO法人三重ダルクが令和3年秋に三重県志摩市に開設した宿泊施設「志摩LABO」を訪れ、同法人代表であり、精神保健福祉士、京都精華大学非常勤講師（司法福祉論）、名古屋市立大学非常勤講師（精神保健学）としても多方面に活動の場を広げている市川岳仁氏に話を伺った。

### ○ 刑事司法におけるアディクションへの対応

アディクションに関連する犯罪行為により逮捕された場合の流れと対応としては以下のようなものが挙げられる。

- i) 警察での勾留・取り調べ：面会したうえで、弁護士や家族を通じて専門病院への入院や民間支援団体などへの入所を前提に保釈申請。
- ii) 検察庁へ送致
- iii) 起訴されると裁判：裁判中、弁護士等を通じて民間支援団体等に今後の支援に関する相談を行い、情状承認を求め、支援計画を示す。場合によっては刑が軽くなることもある。
- iv) 判決により、釈放または実刑（刑務所送致）

逮捕がきっかけとなって、自分のアディクションの問題性を自覚、後悔し、改善に取

り組む意欲がわくこともあり、またすぐに釈放となれば職も失わず、社会生活にすぐ戻ることができる半面、治療につながらなかつたり、回復への取り組みが中断したりしてしまうこともある。

○ 施設処遇（刑務所）における取り組み

入所時にスクリーニング（刑執行開始時調査）を行い、依存度に応じて改善指導を行う。また、アディクションに関する改善指導は、特別改善指導（薬物、暴力団、性犯罪、被害者の視点、交通安全、就労支援、にそれぞれ特化）として実施される。

刑務所に入ること、職業や住居を失うため、逮捕前よりも生活が困難になる、薬物への欲求が一時的に感じなくなり治ったと誤解してしまう、刑務所での処遇により低い自尊傾向をより低くしてしまう、生活を失うためそれを取り戻そうとして再発の一因になることもある、といった多くの問題点をはらんでいる。また刑務所で人の目を盗むことを覚えてしまうケースも多い。

三重のように、出所時に釈放前教育として、社会資源の情報提供や相談を行う刑務所もあり、自立準備ホームとして6か月の住居が用意されることもある（予算は法務省）。

市川氏より、司法書士が刑事司法に関わる方法のひとつとして司法書士会が自立準備ホームを運営するのはどうかという提案があった（空き室リスクや収益事業としての側面もあるため単位会での運営は難しいと考えられる。）。

○ 保護観察所における取り組み

補導援護として、緊急住居支援、保護司・更生保護女性会・少年院出所少年への指導等の相談、就労の促進などがある。

指導監督として、生活状況、交流関係の監督、問題行動への指導がある。

特別遵守事項として、処遇プログラムの実施（性犯罪、薬物、暴力、飲酒運転）がある。

刑の一部執行猶予として、約2、3年の保護観察がある。これまで以上に長い保護観察期間は学業や就業への影響がある。

対象者と対等でない保護観察官がファシリテーターになることもあり、自助グループのような効果は期待できず、保護観察の終了とともにグループへの参加も終了してしまう。

○ アディクションを刑事司法の枠組みで取り扱うことの問題点

対象者のWell-being（その人らしく）よりも、再犯しないことが重視される傾向がみられる。

支援に携わるワーカーが再犯の有無にとらわれ、特定の行為・状態を制限・コントロールすることに注力してしまう。

能力的な制限から、文章の多い認知行動療法のテキストになじめない受刑者も多い。犯罪行為者に対する世間の偏見。

立ち直りに関する普及啓発も重要。

○ 三重ダルクの取り組み

自己決定の原則（本人の主体性）と安全な居場所の提供を大事にしており、過適応に気を付けながら、各人がやりたいこと、必要なことをやっていく環境を作っている。就労だけでなく離職する力も養っているという。

今回訪れた志摩LABOの環境や市川氏の人柄は、人それぞれの感性を大事にしながら、とりあえず何でも受け入れてみる自由さ、おおらかさを終始感じた。

今回の訪問で刑事政策における司法書士の関与は、実現可能であるとの市川氏の見解を得た。一つの方法としては更生保護施設との個別の関係を各地で築くことが挙げられよう。また、各地のダルクとの関係構築も有効である。今回、市川氏と地元の岩城司法書士が交流を持ったことは、一つの成果であり、このような関係の構築が全国各地で行われることが期待される。

訪問後、7月から11月にかけて三重ダルクが主催する「アディクション大学」という全11回のアディクションをテーマに様々な角度から考察を行う連続セミナーが開催され、浦町研究員が音楽とアディクションをテーマに講演を行った。講演内容への関心は非常に高く感想も多く寄せられ、また講演の準備から当日にかけての市川氏をはじめとする三重ダルクスタッフや他地域のダルクの元スタッフ等との交流も行うことができたため、今後も様々な形での交流を行い続け、お互いの理解と関係を深めたい。

### (3) 中村芳生氏（弁護士・TH総合法律事務所・元法務省法務総合研究所研究部長）

令和4年7月5日、現代社会そして司法制度全体をみて今後司法書士が取り組むべき問題点として、中村芳生弁護士からレクチャーをいただいた。

#### ○ 最近の犯罪情勢と犯罪者処遇の概要

事件数そのものは、平成12年頃をピークに激減している。外国人や少年による事件は減少しているが、児童虐待は表に出てくるようになったため増加、DVやストーカーも増加している。

何より高齢者による犯罪が増えている。そのほとんどは窃盗である。黙々と刑務作業をこなす高齢者がいる一方、作業すらできない認知症高齢者もあり、これは日本最大の問題の一つと言える。

薬物犯罪は横ばいだが、再犯率が非常に高い。覚せい剤の場合、65%は仮釈放で出所するが、満期釈放で出所した人が再度刑事施設に収容される率（＝再入率）は、2年以内で26.9%、5年以内で55.5%にもものぼる。仮釈放で出所すると必ず保護観察がつくが、満期で出所すると保護観察がつかない問題もある。

#### ○ 事件発生からの一連の流れ

起訴猶予の場合、検察は関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しする取組み、いわゆる入口支援が行われている。出所した人に対する同様の取組みとして、出口支援がある。

支援組織は大きく3つ、①自治体 ②医療（高齢者の万引きの原因が認知症、虐待の原因がうつ病等） ③福祉（協力雇用主制度等）がある。警察、検察、裁判所、刑務所のいずれかから必ず①～③に流れてくる。「非犯罪化」を進めることが重要だが、それにより刑事事件手続きの流れから外れてしまうため、誰がそのような権限を持つのかという課題がある。

#### ○ 犯罪と脳科学

犯罪時に脳の機能が正常に動作していないというデータがある。現にアメリカではそ

のために減刑されたケースがある。日本でも控訴審で同様のケースがあったが、控訴審と言うこともあって減刑にはならなかった。

依存症は、脳のドーパミンが異常分泌されているためで、根性の有無の問題ではない。また、うつ病では、将来の報酬を予測する機能に障害が起きるため、自殺と言った衝動的選択や受けた指示と正反対の行動を取ってしまい危険な事態を引き起こしてしまう可能性がある。認知症についても、脳のどの部分に障害が発生しているかの解析が進んでいる。

○ 刑事司法と福祉の関係について

司法書士は、民事的な部分を取っ掛かりとして、「刑事福祉コンサルタント」となることを検討してはどうか。司法書士は、自治体・医療・福祉との親和性が高く、少年鑑別所や更生保護施設と連携することで、民事的な清算もできるハブ的存在となり得るのではないかと。既に司法書士は刑事司法に関わっているはずだが、それは貧困問題として取り組んでいるため、数字として見えてこないだけかもしれない。

以上から、今後司法書士が目指す刑事司法との関わり方が、一つのキーワード「刑事福祉コンサルタント」として明らかになったのではないだろうか。

(4) 力丸寛氏（司法書士・あさがや司法書士事務所・ホームレス総合相談ネットワーク）

令和4年7月5日、現状の司法書士による刑事司法への関わり状況について、ホームレス総合相談ネットワークの司法書士力丸寛氏からお話いただいた。

○ 更生保護施設との関わり

ホームレス総合相談ネットワークの活動でホームレス状態にある方たちのへの法的支援を行っていたところ、逮捕→出所→路上を繰り返している実体を把握した。再び路上生活に行くことがないようなサポートも必要だと考えたのが、関わりをもつようになったきっかけである。

明確な開始時期は覚えていないが、法テラスの指定相談場所の申請をしたのが平成23年頃。現在、定期的に出張相談で訪問している施設は下記のとおり。

① ステップ押上

② ステップ竜岡（※）

※ 2022年12月23日をもって閉鎖され、ステップ押上に統合

③ 両全会

④ 真哉会

⑤ ダルクセカンドチャンス（依存症回復施設）

⑥ ジャパンマック（依存症回復施設）

○ 路上からでもできるわたしの生活保護申請ガイド（通称 ノイエ本）

ノイエ本は助成を受けて1万冊ほど作成した。刑務所へ送ってほしいという話があって、刑務所にも郵送している。私が法テラスで働いていた時代の上司とのつながりで、刑務所の図書室においてもらうようにしたところ、さらに送付依頼の連絡が来るようになった。送付依頼の頻度は、ほぼ毎日で、それを順次さばいている。

○ ホームレス総合相談ネットワークの活動

ホームレス総合相談ネットワークの現在の活動メンバーは弁護士2人、司法書士5人。出張相談先は、上記の施設に加えて、生活困窮者支援団体の山友会、池袋や渋谷で行われている炊き出しでの路上相談などを行っている。それぞれの施設で月1回の出張相談を行っており、メンバー間で分担して対応している。

多い相談内容としては、一番は借金（任意整理等）で、労働条件、犯罪記録の抹消、女性は離婚、家事事件などである。

施設への出張は、基本的に手弁当だが、内容によっては法テラスの代理援助が使えるケースがあり、再犯防止に役立った案件としては、夫婦で入れ替わりに薬物で捕まってしまった方がいる。服役中に子どもが児童養護施設に入れられてしまったケースで、子供との面会交流を申し立て、面会できるようになると表情が見違えるように変わった方がいる。

また、再犯し、服役中の方と刑務所から手紙の交流をしている方もいる。

#### ○ 研究員藤木の相談活動

昨年から、研究員である藤木もホームレス総合相談ネットワークのメンバーとして出張相談に対応している。内容としては、古い債務整理の相談が多く、最近では振り込め詐欺救済法によって口座凍結されてしまったという相談が増えている。

いずれの施設も月1回の頻度で開催しているが、その相談件数は施設によってばらつきがある。その中に、以前は1回3～4件だったところ、最近になり毎回7～8件ほどに相談件数が増え、出張相談員を2名に増員した施設がある。その施設では窓口担当者が、入所者に対する法的支援が必要であり、重要であると考え、相談会の情報を積極的に周知した結果とのことである。他の施設においても同様に感じてもらい、相談者の増加につながる活動が重要であると考え。

### (5) 兵庫県弁護士会

法務省では、関係省庁や地方公共団体、民間協力者等と連携して、犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないように支援する「再犯防止対策」を進め、自治体ごとに様々な団体と共にネットワークを構築中である。その中でいち早く「寄り添い弁護士制度」の取り組みを始めた兵庫県弁護士会の研修会に研究員が参加した（令和4年3月10日、同年9月12日）。

罪に問われて、逮捕、勾留（未成年の場合は観護措置も）、刑事裁判（未成年の場合は少年審判）を受け、刑務所で服役（未成年の場合は少年院入院）した人などを対象に、就労を支援したり、依存症など何らかの治療が必要な場合は医療機関につないだりして社会復帰を弁護士が支援する「寄り添い弁護士制度」。2016年に兵庫県弁護士会、2019年に愛知県弁護士会、2021年で札幌弁護士会と続き、広島、東京でも導入が開始されている。

具体的には、本人や矯正施設などからの要請で、入口支援（刑事施設収容の前）では、起訴猶予、略式罰金、執行猶予判決、保護観察処分などで釈放された後、生活保護の窓口、保護観察所、福祉機関、医療機関などに行き添って手続きをサポート、中間・出口支援（収容の後）では、釈放（退院）後の帰住先、就労先の調整、家族関係や被害者との関係の調整、福祉施設、医療施設への入所・入院の調整、などの支援活動が行われている。その方の借金の整理、身分関係の処理（離婚、離縁など）の法的支援も行われている。1対1の支援が基本だが、複数の弁護士が対応することもある。弁護士には費用や報酬として、弁護士会などが

ら対象者1人当たり最大15万円が支給される。

全国で初めて同制度を作った兵庫県弁護士会では、司法、行政、福祉、医療といった官民間問わず多種多様な分野の関係者の呼び掛け、定期的に「寄り添い弁護士制度研修会」が開催されている。内容は、自治体による社会復帰支援の説明や、寄り添い弁護士制度の実例報告などで、会場、オンライン含めて多くの参加が見られた。互いに丸投げ、押し付け合いは避け、各専門職の専門性を活かして役割分担をしながら、チームとして調和しながら一人一人の出所者等の尊厳ある社会復帰に取り組むという姿勢を鮮明に打ち出している。当部会からも研究員を派遣し、研修会に参加し意見交換したところ、司法書士による関与も歓迎され、他の関係者にも繋いでいただき、結果、兵庫県司法書士会・神戸保護観察所・兵庫県保護司会連合会との合同勉強会の開催も視野に入れている。

#### (6) 日本司法福祉学会第22回全国大会自由研究発表報告

2022年12月18日(日)帝京平成大学中野キャンパスにおいて、標記学会において当部会が「更生保護施設における司法書士相談活動の実態調査～ホームレス相談から再犯防止へ～」というテーマで研究報告を行った。

参加者は約20名程度であり、社会福祉士が多かった。司法書士に対する認知度が低かったが、今回の報告で社会資源としての司法書士への認知が広がっていく希望が持てた。

質疑意見は以下のとおり。

1. 現場での相談方法として、当事者グループミーティングに参加し、その話題の中で生活課題や法的課題を発見して個別相談に結びつける方法を検討したらどうか？
2. 各施設には、社会福祉士が必ずかかわっているはずであり、その人との連携を考えてみたらどうか？
3. 高齢障がい者に関しての成年後見に関わっている行政書士から、その活動への連携してほしいとの要望があり、リーガルサポートの紹介と個人的な任意の研究会の立ち上げを提案した。

社会福祉士において、司法書士は認知度が著しく低いことが明確になったが、反面、司法書が意外に使い勝手の良い存在であるというアピールになった。

他の参加者からの報告からは以下の気づきを得た。

東京社会福祉士会は東京3弁護士会と組織的な連携による「入口支援」の実績を上げている。出口支援における連携については、具体的に司法書士会との連携を模索するオファーを受けた。今後東京司法書士会とともに具体的な連携方法を探っていきたい。

また、更生保護施設の関係者からも具体的な法律相談の協力要請をいただいた。

関連学会での積極的な研究発表は、司法書士制度の有効な広報活動になると確信した。

※参考資料(後掲)

令和4年12月18日開催の日本司法福祉学会にて発表した稲村研究員の原稿及び資料

#### **【まとめと課題】**

すでに司法書士は実質的に刑事政策に関与し一定の成果を上げている。出所後の受刑者の生活支援では、保護司として制度的にその役割を果たしている同職も多数存在する。成年後

見制度への関与において、さらには生活保護受給同行をはじめとした生活困窮者の生活支援において福祉分野との連携交流が盛んになってきている。刑事政策上の課題となっているのが、高齢再犯者の処遇である。成年後見への関与で司法書士が法務省や民間の福祉団体をリードし改善できることはもっとあるのではないか。

一般の受刑者の生活支援については、民間団体への協力（研究会・研修会への参加、相談会の実施）という形で経験を重ねる必要がある。

そして、刑事政策における司法書士の関与の実例を、積極的に学会発表することでこの分野の有力者たちにPRすることが必要である。民事司法と福祉分野の連携を強化していかなければならない。

繰り返すが、すでに司法書士は刑事政策に関与し一定の成果を上げているが、自らがその意識を欠いているために出所者の更生への認識を持つことができず、未だに貧困問題として取り組んでいることが多いため、これまで実績として見えてこない部分があった。

これまで述べたように、司法書士は、自治体・医療・福祉との親和性が高く、少年鑑別所や更生保護施設と連携することで、民事的な清算もできるいわばハブ的存在となり得る存在である。

今後司法書士全体がその認識を持つことで、「刑事福祉コンサルタント」への道が開け、その結果として刑事司法へのきっかけがつかめると考える。

司法書士制度は、社会の変化により制度の隙間が生じたときに、それを穴埋めする努力を地道に続けることで、社会的な評価を受け、市民の信頼を得ることによって改革が実現されてきた。そのためには、「刑事福祉コンサルタント」としての意識変革が求められる。

## 更生保護施設における司法書士相談活動の実態調査

### ～ホームレス相談から再犯防止へ～

発表者：稲村 厚（日本司法書士会連合会司法書士総合研究所）

キーワード：刑事福祉コンサルタント

#### 1. 研究の背景・目的

司法書士には、刑事弁護の権限はないが、職務上簡易裁判所における民事代理権限がある。刑事弁護の資格者ではないため、これまで必ずしも刑事弁護人でなくてもできる受刑者や出所者（以下「受刑者等」という。）への法的支援について、司法書士側も、受刑者等の支援者側も司法書士を社会資源として意識してこなかったと思われる。しかし、司法書士はホームレス支援に端を発して、更生保護施設において定期的に法律相談を行っており、少なくない成果を上げ信頼を築いている事実が存在する。

本研究は、更生保護施設における司法書士相談活動の事態調査から、「刑事福祉コンサルタント」としての司法書士の可能性と課題を明確にすることを目的とする。

#### 2. 研究方法

更生保護施設において定期的に法律相談活動を続けている司法書士から聞き取り調査、司法書士への相談件数の多い更生保護施設の施設長から聞き取り調査を行った。また司法書士等への相談が少ない施設からも実態の聞き取りを行い、それらを総合して刑事政策上の貢献度および更生施設側並びに司法書士の意識について検討分析した。

「倫理的配慮について」

本調査はその結果を当学会で報告することを事前に説明し了承を得ている。また本調査は支援体制の研究であり、個別支援事例は対象としていないため、個人が特定できるような資料の収集や調査は行わず、支援者からの抽象的な聞き取りをもとに考察をおこなっている。発表においては支援者についても固有名詞の使用を避けた。

#### 3. 研究結果・考察

司法書士の更生保護施設における法律相談活動は、ホームレス相談の延長線上で始まった。もともとは任意団体で弁護士とともに行っていたが、徐々に現場の相談活動はもっぱら司法書士が務めるようになった。

相談内容は、債務整理・家賃滞納・労働問題・離婚・子どもとの面会交流等であり、司法書士でも十分に担える案件である。また、個別に受刑者仲間を当該司法書士に紹介する事例もある。更生保護施設側からの信頼も厚くなっているが、まだ社会資源としての司法書士の存在についての認識は十分広がっていない。

司法書士側においてもホームレス支援の一環という位置づけから抜け切れておらず、再犯防止という観点で十分認識されていないという課題がある。司法書士が再犯防止のための環境整備のための「刑事福祉コンサルタント」としての社会資源たりうると自覚し、広く社会に知らしめることが、再犯防止において有効に機能するであろうと考察する。

# 更生保護施設における司法書士相談活動の実態調査 ～ホームレス相談から再犯防止へ～

日本司法書士会連合会司法書士総合研究所  
稲村 厚

---

## はじめに（自己紹介）

- 日本司法書士会連合会（日司連）とは？  
司法書士会の全国組織
- 司法書士総合研究所とは？  
日司連組織の一つ、研究部門
- 司法・司法書士制度研究部会  
司法書士と福祉との連携⇒刑事政策への関与へ
- 当学会でのこれまでの実績  
2018年度学会にてシンガポールCJC視察報告

## 研究の背景・目的「司法書士制度と刑事政策」

- 司法書士制度～その変遷と展望～  
明治期に「代書人」として誕生から、制度改革（法改正）  
2002年法改正により、簡易裁判所民事代理権
  - 刑事弁護の可能性
  - 刑事政策への事実上（消極的）関与
- 

## 研究方法

- 定期的に更生保護施設で法律相談を続けている司法書士と施設長へのインタビュー
- 「倫理的配慮」  
本研究は、日司連の正式な研究活動の一環であり、学会発表も活動の一環である  
個人が特定できるような支援事例を対象としておらず、そのデータ収集も行っていない

## 研究結果 1 「更生保護施設での相談の始まり」

- 弁護士・司法書士の任意団体による、ホームレス・貧困相談から始まった⇒司法書士中心の相談体制へ
  - 更生保護施設における相談は、2008年～
  - 相談内容は、民事事件（債務整理・滞納家賃・労働など）
  - 法テラス相談を利用し、相談者は無料、例外的な継続相談
  - 東京司法書士会による相談件数  
2020年8月～2022年11月（28か月） 合計32件
- 

## 研究結果 2 「更生保護施設A施設長へのインタビューから」

- 都内更生保護施設A（任意団体による司法書士相談）  
月1回（第2水曜日）平均10名が相談  
入所者約40名
- 入所時及び1週間前に入所者に個別に告知
- 施設長の認識  
医療的支援と司法的支援の必要性とそのきっかけの不足
- 課題  
継続相談・緊急ホットライン

## 考察 1 実績と課題の整理

- 更生保護施設における司法書士の相談は、出所者の更生に役立っている
    - ☆相談は、民事が中心で、司法書士の職務範囲である
  - 施設によって、相談件数のばらつきがある
    - 入所者への丁寧な声掛けが必要
  - 司法書士側が貧困問題からのアプローチにとどまり、相談者の更生＝生活安定への視点が不足している
    - 継続相談や緊急対応への課題
- 

## 考察 2 今後の展開

- つながりのある施設との具体的な話し合いにより、相談件数を増やすことが可能
  - 例えば、司法書士が事前に個別の声掛けや「ちらし」の手交
- 司法書士が、刑事政策への役割の認識を高める必要性
  - 「刑事福祉コンサルタント（仮）」養成講座などの開催
- 未来の司法書士制度の発展のための制度的な視点を高める

